

学校や部活動に携帯電話を  
持っていきたい児童生徒や  
家庭に、もっと寄り添った  
対応を！

2022年3月町田市議会 矢口まゆ

# 通告内容

文科省からは令和2年7月に学校における携帯電話の取り扱い等についてという通知が発出されているが、令和4年度入学説明会の内容や保護者からの相談を聞く限り学校現場ではこの通知にそった対応がなされていないようである。

行く学校によって対応が違ふことは保護者には理解し難いものであり、現場に改善を求めるべきと考えるがどうか。

20町教学指第2575号  
2020年8月24日  
7-1-13

町田市立小・中学校長 様

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

このことについて、令和2年8月12日付、2教指企第626号にて、東京都教育庁指導部指導企画課長から、別添文書のとおり通知がありました。

本市におきましては、2文科初第670号「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」による内容を基本的な指導方針といたします。

つきましては、別添文書の内容と下記の内容を御確認いただき、携帯電話の取扱い等について、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校における携帯電話の取扱いについては、学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

また、学校における情報モラル教育の取組、「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底、家庭や地域に対する働きかけなどについては、別添の文部科学省の通知を基に取り組むこと。

2 小学校及び中学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 小学校

① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話（例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 中学校

① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記（1）小学校の②に示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。あるいは、学校として持込みを認める場合には、下記（2）の②に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。

② 学校として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で、以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないように、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。

ア 生徒が自らを律することができるようなルール（SNS学校ルール、SNS家庭ルールなど）を、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。

イ 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。

ウ フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。

エ 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。



# 学校現場では市教委の通知の内容とは少し異なる内容で保護者に説明がなされている。

## 携帯電話の対応

- 1 原則として携帯電話の学校への持ち込みは禁止です。（ご家庭の事情でどうしても持たせないとならない場合のみ許可します） → 例：塾にそのまま行くなどは許可できません。  
★携帯持ち込み許可の判断は、生活指導主任、管理職が最終判断をします。そのため、「携帯電話持ち込み許可申請書」用紙に保護者が記入し、管理職の許可がおりた場合のみ、許可となります。
- 2 **緊急**で携帯を持たせないとならない場合は、生徒手帳にその旨を保護者が記入し、朝、学級担任に携帯電話を預けます。下校時に返却となります。

事情によって学校に許可を取り持ち込める旨の説明がなく、一律禁止と見える説明内容になっている学校も

## ⑤ 持ち物について

- (1) すべての所持品は必ず記名する。
- (2) 学習に関係のない物は持ってこない。特にゲームやゲームソフト・CD・雑誌・菓子類、携帯電話、音楽機器、刃物等の持ち込みは禁止とする。（持参したものは学校預かりとなる。）
- (3) 腕時計は認めているが、自己の責任において管理する。
- (4) カバンの指定はないが入れ物の口が閉まる物に道具を入れて来る。カバンにも記名する。

## 5 その他

- ・貴重品や授業に必要な物は学校へ持ち込まないようにご指導下さい。
- ・携帯電話の持ち込みは原則認めていません。通院等やむを得ず持ってくる場合は、その旨を生徒手帳にご記入の上、携帯電話を袋等に入れて、登校後すぐに担任に預けてください。